

移転価格課税後の相互協議および不服申立て、訴訟等の実務について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、「移転価格課税後の相互協議および不服申立て、訴訟等の実務について」と題するセミナーを開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

ここ数年、移転価格税制に関して、多額の更正処分が相次いでおります。また、租税条約を締結していない国・地域や発展途上国に存在する国外関連者との取引が更正処分の対象となるケースが増加しており、相互協議ができない、もしくは、相手国の税務当局の強硬な姿勢のために実質的に相互協議が機能せず、国際的二重課税が解消されないケースも発生しております。このような場合、日本国内での救済手続によって、更正金額の減額を図り、国際的二重課税を回避するという手段が残されています。

また、近年、納税者が納得できない更正処分について国税不服審判所や裁判所の判断を仰ぐ傾向が強まっており、移転価格税制についての裁判例・判決例も見受けられるようになりました。その中には、納税者側が課税当局の示した独立企業間価格の合理性を上回る合理性を主張しないと、課税当局の移転価格課税について違法性の主張が認められないといった注目すべき裁判例も見受けられます。

そこで、今回のセミナーでは、最近の移転価格税制に関する裁判例・判決例を参考に、実務や調査対応を行うに当たってのポイント、また、国内手続を進めることによる相互協議への影響について、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの実務者が解説いたします。また、行政訴訟に詳しい共栄法律事務所の水野・元氏両弁護士をお招きして解説いただきます。なお、11月には東京および名古屋においても同様のセミナーの開催を予定しております。

ご多忙中とは存じますが、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

敬具

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
パートナー 宮嶋 大輔

「移転価格課税後の相互協議および不服申立て、訴訟等の実務について」

日 時	大阪： 2008年10月7日(火) 14:00から16:30 (13:30開場)
講演内容	1. 最近の移転価格に関する裁判例・判決例の解説と実務でのポイント 2. 不服申立て、訴訟を行う場合のポイント
講 師	パートナー 宮嶋大輔、シニアマネージャー 野田幸嗣 共栄法律事務所 水野武夫 弁護士、元氏成保 弁護士
会 場	ハービスENTオフィスタワー 9階 第1・第2会議室 大阪市北区梅田2-2-22 電話 06-6343-5500
定 員	60名
参加費	3,000円(税込み)

お申し込み <http://www.pwc.com/jp/tax/seminar>

- * 上記弊法人ホームページの「セミナー情報」よりお申込みいただけます。お申し込み受付後、受講確認のご連絡をEメールでお送りいたします。
- * 参加費は、セミナー開催日前日までに、下記の口座までお振込いただくか、当日会場にて現金でお支払いください。

三井住友銀行 大阪本店営業部 当座預金 243952
口座名義： 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

- * お申し込み多数の際は、定員になり次第お申し込みを締め切らせていただきます。